

2019年度 国語問題研究協議会 実施要項

1 趣 旨

我が国の国語施策について周知するとともに、国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方法等について研究協議し、国語に対する関心を高めるとともに国語施策の充実に資する。

なお、本研究協議会は、国の国語施策の一環として、その普及と理解の促進を狙いとしており、学校教育における国語科教育の推進を直接の狙いとするものではない。

2 主 催

東日本地区・・・文化庁、石川県教育委員会、（共催：金沢大学）
西日本地区・・・文化庁、徳島県教育委員会

3 会期及び会場

| 地 区 | 会 期 | 会 場 | 参 加 範 囲 |
|-------|--|--|---|
| 東日本地区 | 二日間 2019年 8月7日(水) 8日(木) | 石川県 ホテル金沢 〒920-0849 石川県金沢市堀川新町1番1号 TEL 076-223-1111 | 北海道・青森・岩手・ 宮城・秋田・山形・福島・ 茨城・栃木・群馬・埼玉・ 千葉・東京・神奈川・ 新潟・富山・石川・福井・ 山梨・長野・岐阜・静岡・ 愛知 |
| 西日本地区 | 二日間 2019年 8月22日(木) 23日(金) | 徳島県 ザ・グランドパレスホテル 〒770-0831 徳島県徳島市寺島本町西1丁目60 -1 TEL 088-626-1111 | 三重・滋賀・京都・大阪・ 兵庫・奈良・和歌山・ 鳥取・島根・岡山・広島・ 山口・徳島・香川・愛媛・ 高知・福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島・沖縄 |

※ 開催県や日程の関係から、参加範囲に該当しない地区の方が参加しやすい場合には、参加範囲に該当しない地区に参加することができる。

4 日 程

| | | 12:30 | 13:00 | 13:15 | 13:45 | 14:15 | 14:45 | 15:00 | 16:30 |
|-------------|--------|---------------|----------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------|-----------------------|-------|-------|
| 一 日 目 | 受 付 | 開 会 式 | 国語施策 概要説明 [全体] | 敬語及び 危機言語・ 方言説明 [全体] | 国語に関す る世論調査 説明 [全体] | 休 憩 | 国語分科会 関係説明 [全体] | | |
| 二 日 目 | 受 付 | 発表・協議 [部会] | 休 憩 | 協議・講評 [部会] | 昼 食 | 講 演 [全体] | 閉 会 式 | | |

※ 上記日程中の[全体]は全体会での説明・講演、[部会]は部会での発表・協議であることを示している。詳細は開催要項を参照のこと。なお、都合で日程等を変更することもあり得る。

5 参加者

- (1) 参加者の数は、開催県を除き1都道府県20名程度、1会場200名程度とする。
- (2) 参加者の範囲は、主としてア～オに該当する方とする。ただし、国語に関心のある一般の方からの希望にも広く応じるものとする。
 - ア 指導主事及び幼児教育・初等中等教育諸学校の教職員並びに大学等の教職員
 - イ 社会教育関係者、図書館関係者、報道・出版関係者
 - ウ 国及び地方公共団体の職員で、公文書の作成に関する指導又は広報資料の作成に携わる者
 - エ 学校教育及び社会教育に関わるボランティアメンバー
 - オ その他、教育や企業研修等に関わっている者
- (3) 参加者は参加する部会を自由に選ぶことができる。(会場等の都合により、希望に沿えない場合がある。)
- (4) 参加申込みの方法は、石川県教育委員会及び徳島県教育委員会から出されるそれぞれの「開催要項」によるものとする。

6 全体会説明テーマ

- (1) 国語施策の概要について
- (2) 文化審議会国語分科会の審議内容について
- (3) 文化審議会答申「敬語の指針」及び消滅の危機にある言語・方言に関わる事業について
- (4) 国語に関する世論調査について 等

7 部会の編成及び運営

- (1) 部会は、3部会構成とする。
- (2) 各部会のテーマ、内容、定員等は、次のとおりとする。
 - 第1部会 表記(予定)(報告・協議・助言・説明, 70名)
 - 第2部会 言葉遣い(予定)(報告・協議・助言・説明, 70名)
 - 第3部会 県設定の国語施策に関わるテーマ(報告・協議・助言・説明, 70名)

8 講師及び助言者

講師及び助言者は、文化庁と開催県教育委員会との協議によって、ア～ウのうちから選任するものとする

- ア 学識経験者、専門的知識技能を持つ者
- イ 文化審議会、文化審議会国語分科会、国語審議会の委員、又は委員経験者
- ウ 文化庁、文部科学省、教育委員会の職員